

作業環境測定は 未来への投資 職場改善 安心職場

第39回(令和7年度)

全国作業環境測定・評価推進運動

2025年9月1日～30日

準備期間:6月1日～8月31日

日本作業環境測定協会の事業概要

<https://www.jawe.or.jp/>

- 作業環境測定士の技術能力維持向上のための知識技術の付与
新任・中堅作業環境測定士講習会／ブラッシュアップ講習／日本作業環境測定協会学術大会／
作業環境測定インストラクター制度／支部の行う各種技術研修会
- 国際オキュペイショナルハイジーン協会（IOHA）認証「オキュペイショナルハイジニスト」制度
の運営（養成講座、試験など）
- 化学物質管理専門家、作業環境管理専門家養成のための事業
養成講習の実施、名簿登載
- 作業環境測定機関の技術力の維持向上等のための事業
総合精度管理事業／石綿分析技術の評価事業／石綿・粉じん分析試料の頒布
- 作業環境測定・改善、化学物質管理、オキュペイショナルハイジーン等に関する情報の提供
- 作業環境測定・リスクアセスメント（RA）等の実施の促進のための広報等
- 濃度基準値設定物質の分析可能機関紹介
- 作業環境測定等に関する図書の刊行
- 作業環境測定技術等に関する調査研究およびその成果の普及
- 作業環境測定士登録講習その他の国の登録機関としての各種講習の実施
- 測定機器の較正事業
- 化学物質対策行政への協力、内外関連団体、学会等との連携・協力

など



Japan Association for Working
Environment Measurement

作業環境測定はなぜ必要か

作業環境測定は、働く方々の健康障害を予防するため、作業環境中の有害物の存在状態を科学的に評価し、作業環境が良好であるか、改善措置が必要であるかを判断するために行うものです。

■作業環境測定を中心とした「作業環境管理」は、その意義を「品質管理」と同じように考えることができます。

	目 的	メリット
品質管理	製品の品質を維持し、不良品の発生による生産コストのロスを防止する。	1. 品質が安定する。 2. ユーザーの信頼が得られる。 3. 経営の安定性が保証される。
作業環境管理	作業環境を良い状態に保ち、労働者の健康障害を防止する。	1. 作業環境が良いと、作業者は安心して仕事に集中できる。 2. このため、労働意欲が向上し、生産性の向上につながる。 3. 企業としての社会的評価が高まる。

■作業環境測定は、いわば作業場の「健康診断」です。環境が良好なら働く人への悪い影響もないというのが基本の考え方です。

→結果が第1管理区分ならば「現場の環境は良好」＝そこで働いても健康上の問題はなく、いわば健康診断の「所見なし」に相当します。

→結果が第3管理区分ならば有害化学物質の影響が無視できず改善が必要＝いわば健康診断の「所見あり」に相当します。

■作業環境測定は、優れたリスクアセスメントです。有害作業の作業員への影響を評価します。

●リスクアセスメントとは＝「化学物質が、作業を通じて作業員の健康上のリスクを与えているか否か」を評価すること

→結果が第1管理区分ならば＝「現場の作業環境は良好」＝有害物の濃度は十分低く、作業員へのリスクは許容範囲内である（＝作業のリスクアセスメントの結果は許容リスクの範囲内で問題なし）という意味になります。

●作業環境測定はリスクアセスメントそのものです。両者は次の対応関係にあります。

	作業環境測定の手順	リスクアセスメントの手順
0	事前調査	ハザードの特定
1	デザイン	リスクの見積もり
2	サンプリング	
3	分 析	
4	結果の評価（管理区分の決定）	リスクの評価
5	結果に基づく改善（第3または第2管理区分の場合）	リスク低減措置（リスクが許容リスクを上回る場合）

●リスクアセスメントの方法には測定を行わない簡易法（CREATE-SIMPLE）もありますが、実際に測定を行って評価する作業環境測定は最も信頼性が高い方法として推奨されています。

作業環境測定の基本事項

「作業環境測定」を実施し、その「結果を評価」して、「作業環境改善の可否を判断」しますが、「作業環境測定」および「結果の評価」については、次のような約束事があります。

作業環境測定の実施	原則1	労働安全衛生法第65条第1項 粉じん、有機溶剤などに係る3ページに示す1～10の作業場について、法令に定める頻度で測定し、記録を法定年数保存する。
	原則2	労働安全衛生法第65条第2項 「作業環境測定基準」に従って測定する。
	原則3	作業環境測定法第3条 5つの指定作業場（3ページで青色表示）については、作業環境測定士に測定させる。
作業環境測定結果の評価	原則1	労働安全衛生法第65条の2第1項 測定結果の評価に基づいて必要な改善措置等を講ずる。
	原則2	労働安全衛生法第65条の2第2項 測定結果の評価は、「作業環境評価基準」により行う。
	原則3	労働安全衛生法第65条の2第3項 評価の結果を記録し、法定年数保存する。

新たな化学物質規制——化学物質の自律的管理——(1)

国内で製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれます。化学物質を原因とする労働災害は後を絶たないことを踏まえ、事業者による「自律的管理」と呼ばれる新たな化学物質規制の制度が導入されました。

リスクアセスメント対象物に対する事業者の義務

事業者は、リスクアセスメント対象物についてリスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすることが義務付けられ、さらに、厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、リスクアセスメント結果を踏まえ労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられました。

労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にする義務

①リスクアセスメント結果を踏まえ、ばく露低減措置を事業者自らが選択のうえ実施する。

代替物質の使用

換気装置等を
設置し稼働

作業方法の改善

有効な呼吸用
保護具の使用

②厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、屋内作業場で労働者がばく露される程度を厚生労働大臣が定める濃度の基準（濃度基準値）以下とする。

リスクアセスメント結果等に関する記録の作成・保存や、労働者への周知等

リスクアセスメントの結果と、ばく露低減措置の内容等については、労働者に周知するとともに、記録を作成して3年間（がん原性物質は30年間）保存する。

リスクアセスメント対象物以外の物質にばく露される濃度を最小限とする努力義務

リスクアセスメント対象物以外の物質も、労働者がばく露される程度を最小限度にするように努める。

※ 公益社団法人日本作業環境測定協会では、これらの動向をウェブサイト「化学物質の自律的管理に関する情報」で逐次お知らせしておりますので、ぜひご覧ください。
<https://www.jawe.or.jp/topics/topics.html>



濃度基準告示

令和5年4月27日に「労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準」（濃度基準告示）として、濃度基準値が定められました。その後、順次物質が追加されて、最終的には約800物質となる見込みです。

●濃度基準値

- (1) 各物質の濃度基準値は、信頼のおける文献で示された無毒性量等に対し、不確実係数等を考慮のうえ決定されたもの。また、特化則等の特別規則の適用のある物質については、二重規制回避のため濃度基準値は設定されていない。
- (2) ヒトに対する発がん性が明確な物質については、発がんが確率的影響であることから、濃度基準値の設定がなされていないが、これらの物質については、事業者は、①有害性の低い物質への代替、②工学的対策、③管理的対策、④有効な保護具の優先順位により、労働者のばく露を最小限としなければならない。
- (3) 「ばく露」における「物の濃度」とは、呼吸用保護具を使用していない場合は労働者の呼吸域の濃度、使用している場合は呼吸用保護具の内側の濃度で表される。
- (4) 「8時間濃度基準値」とは、長期間ばく露による健康障害を防止するため設定された、8時間時間加重平均値が超えてはならない濃度基準値。
- (5) 「短時間濃度基準値」とは、短時間ばく露による急性健康障害を防止するため設定された、作業中のいかなるばく露でも15分間時間加重平均値が超えてはならない濃度基準値。



公益社団法人
日本作業環境測定協会

〒108-0014 東京都港区芝 4-4-5 三田労働基準協会ビル

TEL : 03-3456-0443

FAX : 03-3456-5854

<https://www.jawe.or.jp/>

